



ゴールデンウィークにおける アフリカ豚コレラ等の防疫対策の徹底について

アフリカ豚コレラは、昨年8月に中国で発生が確認されて以来、モンゴル、ベトナム及びカンボジアでも発生が確認されています。さらに、中国から我が国に持ち込まれた豚肉製品から生きた本ウイルスが確認され、国内の農場への侵入リスクが極めて高い状況です。

また、口蹄疫は東アジア地域やロシアにおいて発生が継続しており、特に、韓国では本年1月にも発生が確認されています。

ゴールデンウィークを迎えるにあたり、海外と日本を往来する旅行者が増加することが予想されることから、これらの家畜伝染病が国内へ侵入するリスクがより一層高まります。

畜産関係者の皆様におかれましては、発生地域への旅行は、できる限り自粛するとともに、渡航の際は以下の事項に注意し、病原体の侵入防止を徹底して下さい。

- 1 畜産関連施設に立ち入らない。
- 2 動物との不用意な接触を避ける。
- 3 肉製品等を日本に持ち帰らない。
- 4 帰国の際には家畜防疫官の指導を受ける。
- 5 帰国後一週間、やむを得ない場合を除き、衛生管理区域に立ち入らない。
- 6 海外で使用した衣服及び靴を畜舎に持ち込まない。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒する。



毎日の健康観察の徹底を！

豚コレラ及びアフリカ豚コレラについては、家畜伝染病予防法に基づき、特定症状が定められており、両疾病を疑う異常が認められた場合には、迅速かつ確実に届け出るよう義務づけられました。

一方で、我が国で発生した豚コレラのうち、3月下旬以降発生した5事例では、通報時点で既に農場へウイルスが侵入してから2週間以上経過していたことが示唆されています。

つきましては、別添の豚コレラ及びアフリカ豚コレラの特定症状について理解いただき、飼養家畜の毎日の健康観察を入念に行ってください。

また、家畜に異常が見られた場合は、ただちに家畜保健衛生所に届け出てくださるようお願いいたします。



青森家畜保健衛生所

電話：017-764-1744 夜間・休日：090-2274-0474